

平成 28 年度税制改正に関する意見書

近畿税理士会

目 次

ま え が き	1
---------------	---

【主要意見項目】

I 所得税	
所得税の「ゼロ税率方式」適用	3
II 地方税	
外形標準課税の中小法人への不適用	5
III 消費税	
軽減（複数）税率は導入すべきでない	8
IV 納税環境整備	
財産債務調書における納税者への配慮	10

【その他意見項目】

I 所得税	
1. 課税単位等の検討	11
2. 年金に対する課税の見直し	11
3. 給与所得控除額及び公的年金等控除額の引下げ	12
4. 人的控除の整理	12
5. 年末調整制度の見直し	13
6. 医療費控除の廃止	13
7. 早生まれの者に対する扶養控除等の適用の是正	14
8. 寄附金控除の見直し	15
9. 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の整備	15
10. 事業用減価償却資産の長期譲渡所得の見直し	15
11. 純損失・雑損失の繰越期間の延長	16
12. 公営競技の払戻金の課税方法の検討	16
II 法人税	
1. 中小法人等の欠損金の繰越控除制度の維持	16
2. 中小法人の範囲の見直し	17
3. 受取配当等の益金不算入割合の引上げ	17
4. 役員給与に係る給与所得控除の見直し反対	18
5. 法人事業税等の損金算入の維持	18
6. 金銭債権に係る取立不能見込額の損金算入制度の創設	18
7. グループ法人税制における買換えの圧縮記帳制度の見直し	19

8. 連結納税制度の見直し	19
Ⅲ 相続税	
1. 相次相続控除の見直し	20
2. 贈与税の連帯納付義務の見直し	20
Ⅳ 消費税	
1. 課税事業者の定義の見直し	21
2. 免税取引の範囲の見直し	22
3. 簡易課税制度の見直し	22
4. 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の適用関係の整備	23
5. 消費税の滞納防止策としての中間申告等	23
Ⅴ 地方税	
1. 住民税	
(1) 法人住民税の均等割について	24
(2) 道府県民税の均等割二重課税の廃止	24
2. 事業税	
個人事業税における事業主控除額の引上げ	25
3. 固定資産税	
(1) 固定資産税額の税額計算の明示	26
(2) 固定資産税における家屋の評価方法の見直しと空き家対策	26
(3) 償却資産に係る固定資産税の見直し	27
4. その他	
事業所税の廃止	27
Ⅵ 納税環境整備	
電子商取引における課税の適正化	28
Ⅶ 印紙税	
印紙税の見直し	28
Ⅷ 共通	
社会保険診療報酬に係る特例制度の廃止	28

ま え が き

1. 意見表明の趣旨

税理士は、税務の専門家として納税者と常に接しており、納税者の税に対する様々な考えをよく知る立場にある。その中でも、特に中小企業者に関しては、決算や申告業務を通じて、税制が経営に与える効果や影響を目の当たりにする。それと同時に、その税制の問題点が見えてくる。このような職業専門家が、納税者の意見を代弁するとともに、専門家の視点から税制に対する見解を表明することには大きな意味がある。

また、わが国が直面する重要な課題は、日本経済の再生、少子高齢化による社会保障費の増大への対応、格差の拡大の是正、さらには安定的な財源の確保などが挙げられる。これらはいずれも喫緊の課題である。これらの課題に、税制がどのように関わるべきか、あるいはどのような対応策を講ずるべきかを検証・検討し、その結果を表明することも、我々税理士の専門家としての責任である。

近畿税理士会は、このような趣旨から、税制改正に対する近時の動向を踏まえたうえで、税制の問題点、あるべき税制の姿につき十分な検討を行い、税理士法 49 条の 11 の趣旨に基づき、ここに平成 28 年度の税制改正に関する意見を表明するものである。

2. 基本的な視点

平成27年度税制改正大綱においても、「デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置」が講じられるとともに、「社会保障・税一体改革」等が講じられることとされた。その中には前年度に引続き、消費税の軽減税率の導入が明記されている。

近畿税理士会は、これまでもその導入に強く反対を表明してきた。また日本税理士会連合会だけではなく、多くの事業者団体もこれに反対してきたが、その声は未だに届かない状況にある。軽減（複数）税率には、逆進性対策の効果は限定される、財源調達機能が損なわれるといった問題がある。それにもかかわらずこれを導入すれば、かえって国民生活に混乱を招くこととなるため、引続き反対を強く表明することとした。

今回の意見書は、前年度同様に、あらゆる項目につき、日常的に税に接する事業者の視点からの問題の指摘はもちろんのこと、税を負担する者、すなわち国民への影響と、その国民の目線からの問題を考慮して作成することとした。

その結果、「所得税の『ゼロ税率方式』適用」、「外形標準課税の中小法人への不適用」「財産債務調書における納税者への配慮」等の新たな意見項目を追加した。

さらに、すべての項目につき、税制の基本である「公平・中立・簡素」の三要素からの検討を忘れないように心がけた。

今回の意見書はこれらの要素を基に、これまでに引き続き、次の5つの「基本的な視点」から種々の意見を検討し、その結果を表明することとした。

(1) 公平な税制であること

税制が公平であることは、税の基本である。ただ、公平の概念は一つではない。大別すると、水平的公平、垂直的公平のいずれに軸足を置くかによって、そのあるべき姿が異なることとなるが、現実には両者のバランスのとれた税制を目指すほかはない。またそのバランスはでき得る限り客観的な立場で検討しなければならない。

(2) 理解と納得のできる税制であること

税は納税者が負担するものである。申告納税制度は、その根幹に関わる制度であり、租税法律主義の下、納税者は租税法規の第一義的解釈権を有する。このため、税制は、複雑なものであってはならない。例えば誰がみても理解することができる法文にするなど、納税者が理解し納得できる税制であることが重要である。

(3) 納税事務負担が相応なものであること

申告納税制度の下では、納税者自らが申告書を作成するのであるから、納税者には納税のための事務負担が生じる。とはいえそれは、納税者に過度な負担となるものであってはならず、できる限り必要かつ最小になるように配慮されるべきである。

(4) 時代に適合する税制であること

近時の紛争事例においては、現在の実務の取扱いが、経済社会の構造変化や取引形態の変化に対応しきれていないと指摘する事案が増加している。税制は、常にこれらの変化に適切に対応していく必要がある。また、これまで妥当とされた取扱いであっても、その時代に適合しないと判断されるものについては、速やかに改正あるいは廃止されるべきである。

(5) 税務行政は透明であること

税務行政は、納税者の税制への信頼を得るために、透明であることが必要不可欠である。そのためには、税務行政手続に関する規定をさらに充実させる、あるいは納税者憲章を制定するといった措置を講じるべきである。

3. 本意見書の構成

本意見書では、共通1項目、所得税13項目（うち主要意見1項目）、法人税8項目、相続税2項目、消費税6項目（うち主要意見1項目）、地方税8項目（うち主要意見1項目）、納税環境整備2項目（うち主要意見1項目）、印紙税1項目の合計41項目からなっている。

《凡例》

1 法令及び通達の略語は、次による。

(法令)

所法・・・所得税法

所規・・・所得税法施行規則

法法・・・法人税法

相法・・・相続税法

消法・・・消費税法

消令・・・消費税法施行令

印法・・・印紙税法

地方法・・・地方税法

措法・・・租税特別措置法

2 条文の符号

1、2＝条の番号

①、②＝項の番号

一、二＝号の番号

主要意見項目

I 所得税

所得税の「ゼロ税率方式」適用

高額所得者ほど税額削減効果が大きく有利であるという所得控除の問題を解決するため、基礎的控除部分については、控除すべき所得金額を最低税率部分から先に差し引く、いわゆる『ゼロ税率方式』を適用すべきである。(所法 83~86)

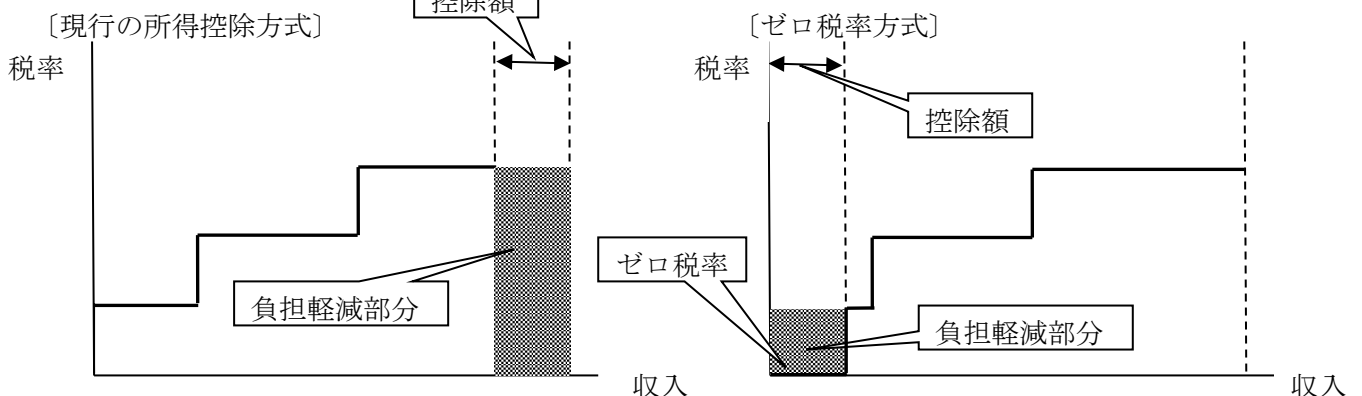
【理由】

所得控除には、主として基礎的控除によって個人の課税最低限を画するという働きがあるが、わが国の所得税が累進性を有しているため、結果として高所得者有利になっている、各種控除の拡大によって実質的な累進性が確保されていない、という問題がある。

そこで、所得控除のうち基礎的控除部分（基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の合計額）について、所得金額から単純に差し引く現行の制度を改め、控除すべき所得金額を最低税率部分から先に差し引く制度（ゼロ税率方式、下図参照）を適用すべきである。

なお、その場合には、中位の所得者層の増税額を緩和し、税額計算を簡便化するため、ゼロ税率が適用される5%税率部分のブラケット幅（現行195万円）を拡大する、基礎的控除は常に最低税率（5%）を適用して税額から差し引く等の措置を検討する必要がある。

【図解(イメージ)】



【具体的計算例】

○ 夫婦子供二人(中学生と大学生)の場合の税額計算比較 (単位：円)

例	給与収入	給与所得	諸控除額		所得税額		
			社会保険料	基礎+配偶者+扶養	現行	ゼロ税率	差額
1	3,600,000	2,340,000	450,000	1,770,000	6,100	6,100	0
2	7,000,000	5,100,000	780,000		160,800	355,300	194,500
3	20,000,000	17,550,000	1,500,000		3,243,100	3,749,100	506,000

○ 上記例2の具体的計算

[現行の所得控除方式の税額計算]

- ① $700\text{万円} \times 90\% - 120\text{万円} = 510\text{万円}$ [給与所得金額]
- ② $(510\text{万円} - \underline{255\text{万円}}) \times 10\% - 97,500\text{円} = 157,500\text{円}$ [所得税額]
- ③ $157,500\text{円} \times 1.021 = 160,800\text{円}$ (百円未満切捨) [合計税額]

[ゼロ税率方式の税額計算]

- ① $700\text{万円} \times 90\% - 120\text{万円} = 510\text{万円}$ [給与所得金額]
- ② $(510\text{万円} - \underline{78\text{万円}}) \times 20\% - 427,500\text{円} = 436,500\text{円}$ [ゼロ税率適用前所得税額]
- ③ $177\text{万円} \times 5\% = 88,500\text{円}$ [ゼロ税率適用額]
- ④ $\underline{② - ③ = 348,000\text{円}}$ [所得税額]
- ⑤ $348,000\text{円} \times 1.021 = 355,300\text{円}$ (百円未満切捨) [合計税額]

II 地方税

外形標準課税の中小法人への不適用

中小法人には法人事業税の外形標準課税を適用しないこと。

(地方法 72 の 2)

【理由】

法人事業税においては、平成 16 年度より資本金 1 億円超の法人を対象として、外形標準課税が導入されている。資本金 1 億円以下の中小法人のうち 7 割強の法人が欠損法人であり、事業活動を行っているにもかかわらず法人事業税を負担していない現状は、問題があるとの指摘がある。

しかし、欠損法人であっても法人住民税の均等割の納付により地域団体の構成員として最低限の費用は負担し、雇用創出により給与に係る個人住民税等の財源を生み出し、さらには社会保険料の負担もしており、社会的な貢献は十分果たしている。

また、付加価値割の計算においては、人件費が計算の基礎となるため、中小法人への外形標準課税の適用は、中小法人の人件費減少や新規雇用の抑制要素になりかねない。財務金融統計月報第 738 号「法人企業統計年報特集（平成 24 年度）」によると資本金 1 億円未満の法人の売上に対する平均人件費率は 17.7%、資本金 1 億円以上の法人は 8.7%と中小法人は大法人のおよそ 2 倍である。

平成 27 年度税制改正では、課税所得に対する所得割を減少させ、報酬給与等を計算の基礎とする収益配分額に単年度損益を加減算した金額に対する付加価値割を増加させたが、中小法人も事業税の外形標準課税の適用対象となれば、上記のように中小法人は労働集約型であり事業税の負担は重くなると言える。

中小法人、特に低所得の中小法人に、現行以上の税負担を強いれば、事業活動ひいては事業存続に大きな悪影響を及ぼすことは必至である。これらの状況を勘案すると、欠損法人が法人事業税を負担していないのは、やむを得ないことである。したがって、資本金 1 億円以下のすべての法人を一律に法人事業税の外形標準課税の適用対象とすべきでない。

法人事業税の外形標準課税を中小法人にも適用した場合の試算

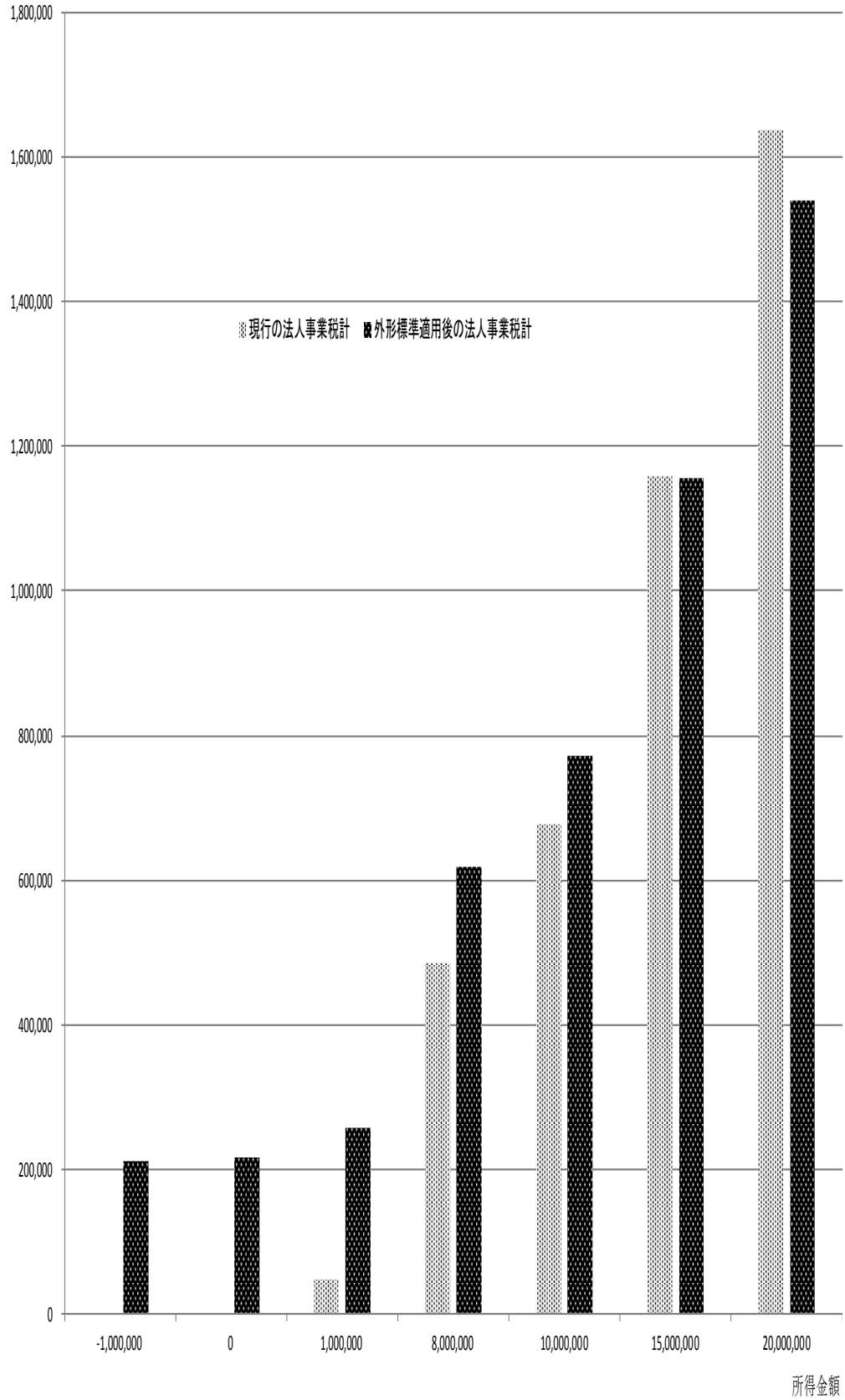
(単位：円)

		課税所得	-1,000,000	0	1,000,000	8,000,000	10,000,000	15,000,000	20,000,000
現行	法人税	法人税	0	0	150,000	1,200,000	1,710,000	2,985,000	4,260,000
		地方法人税	0	0	6,600	52,800	75,200	131,300	187,400
		計	0	0	156,600	1,252,800	1,785,200	3,116,300	4,447,400
	事業税	所得割	0	0	34,000	340,000	474,000	809,000	1,144,000
		付加価値割	0	0	0	0	0	0	0
		資本割	0	0	0	0	0	0	0
		法人特別税	0	0	14,600	146,800	204,700	349,400	494,200
		計	0	0	48,600	486,800	678,700	1,158,400	1,638,200
	都道府県民税	法人税割	0	0	4,800	38,400	54,700	95,500	136,300
		均等割	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		計	20,000	20,000	24,800	58,400	74,700	115,500	156,300
	市町村民税	法人税割	0	0	14,500	116,400	165,800	289,500	413,200
		均等割	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		計	50,000	50,000	64,500	166,400	215,800	339,500	463,200
		合計	70,000	70,000	294,500	1,964,400	2,754,400	4,729,700	6,705,100
		合計-外形-均等	0	0	224,500	1,894,400	2,684,400	4,659,700	6,635,100
	実効税率		—	—	21.41%	22.32%	25.14%	28.84%	30.66%
外形標準課税適用	法人税	法人税	0	0	150,000	1,200,000	1,710,000	2,985,000	4,260,000
		地方法人税	0	0	6,600	52,800	75,200	131,300	187,400
		計	0	0	156,600	1,252,800	1,785,200	3,116,300	4,447,400
	事業税	所得割	0	0	22,000	216,000	302,000	517,000	732,000
		付加価値割	190,200	195,200	200,200	235,500	245,600	270,800	296,000
		資本割	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
		法人特別税	0	0	14,800	145,500	203,500	348,400	493,300
		計	211,200	216,200	258,000	618,000	772,100	1,157,200	1,542,300
	都道府県民税	法人税割	0	0	4,800	38,400	54,700	95,500	136,300
		均等割	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		計	20,000	20,000	24,800	58,400	74,700	115,500	156,300
	市町村民税	法人税割	0	0	14,500	116,400	165,800	289,500	413,200
		均等割	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		計	50,000	50,000	64,500	166,400	215,800	339,500	463,200
		合計	281,200	286,200	503,900	2,095,600	2,847,800	4,728,500	6,609,200
		合計-外形-均等	0	0	212,700	1,769,100	2,511,200	4,366,700	6,222,200
	実効税率		—	—	20.52%	21.16%	23.90%	27.52%	29.32%
現行との差額			211,200	216,200	209,400	131,200	93,400	-1,200	-95,900

- 資本金1,000万円 ○事業所1ヵ所のみ(大阪市) ○従業者の数の合計数50人以下
- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度の税率を適用
- 外形標準課税の収益配分額は財務金融統計月報第738号「法人企業統計年報特集(平成24年度)」業種別、規模別資産・負債・純資産及び損益表 資本金1億円未満データの平均値を用い、受取利息・受取賃借料・派遣給与の額はないものとした。
報酬給与額 39,800,000円 純支払利息 1,500,000円 純支払賃借料 4,900,000円
収益配分額 46,200,000円 雇用安定控除 7,460,000円 付加価値額 38,740,000円

事業税計

(単位：円)



Ⅲ 消費税

軽減（複数）税率は導入すべきでない

消費税の軽減税率制度は導入すべきでない。

【理由】

平成 27 年度税制改正大綱において税率 10%時に導入するとされた消費税の軽減税率制度は、消費税の逆進性の軽減と痛税感の緩和を目的にその導入が検討されているものであり、日常の税負担が軽減されるため、現状では国民の多くがその導入を支持している。

しかし、実際には軽減税率の逆進性軽減効果は限定的であるうえ、以下に示す多くの問題がある。また、軽減税率制度は一度導入すると再度単一税率に復帰することは困難であると考えられるが、これらの問題を、国民が正しく理解したうえで、十分な議論が重ねられたとはいえない。

そもそも消費税制度は、本来消費者が国に納付すべき税金であるところ、その徴税が困難であるため、国が事業者に消費税の徴収事務を負担させたものであることを忘れてはならない。このため、事業者の徴収事務の負担が、今以上に増えることは許されないという視点で、消費税制度は検討されるべきである。したがって軽減税率制度の導入に反対する。

(1) 財源調達機能を損なう可能性のあること

軽減税率の導入は税収の減少を招く。これは消費税率を引き上げることで社会保障費の安定財源を確保するという社会保障と税の一体改革の趣旨に反する。あるいは減少した財源の補填を標準税率のさらなる引上げに求めるのであれば、消費者がその負担をすることになりはしない。さらに、財源不足を理由に、年金の支給額や老人医療・介護に要する国庫負担額の抑制が行われることも懸念される。

(2) 逆進性軽減策としての実効性に乏しいこと

軽減税率は、すべての消費者の税負担を軽減するため、再分配の対象者を低所得者に限定できない。それどころか生活必需品に対し絶対額で多く支出する高所得者の方が恩恵を享受することになるため、逆進性軽減策として適切ではない。

(3) 対象品目の選択が困難であること

軽減税率を導入する場合に、対象となる品目を合理的に設定することは困難である。また、飲食料品といっても、その範囲は広く、税率の区分も容易ではない。

仮にその区分を、法令ですることになれば、法令は複雑になり、また、区分の見直しが頻繁に必要となる。さらに、その選定にあたっては、業界団体からの圧力が加わることも容易に予想される。

(4) 社会的コストが増加すること

税率が複数化すれば、納税義務者である事業者の事務コスト（対象品目の仕分け、レジシステムの変更や取替、インボイス方式導入による請求事務・経理処理の複雑化等）は増加す

る。

また、軽減税率対象品を装った不正行為への対応、軽減税率が適用される事業者の還付申告等に対し、課税庁は執行体制を整備しなければならず、徴税コストも増加する。

(5) 競争中立性が阻害される可能性があること

軽減税率の導入は、消費者の購買品の選択に影響を及ぼす。仮に同じ商品が、その販売形態や販売個数といった形式的な要件で区分された場合、軽減税率適用の商品が選択される可能性が高くなる。すなわちそれは税制が消費者の選択に介入することであり、経済活動に対する税制の競争中立性を阻害することとなる。

IV 納税環境整備

財産債務調書における納税者への配慮

財産債務調書については、納税者に過度の負担とならないように取り扱うとともに、調書の提出期限を確定申告期限の相当期間経過後とすること。

【理由】

平成 27 年度税制改正大綱において、国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点及び所得税・相続税の申告の適正性を確保するために、これまでの財産債務明細書が、新たに財産債務調書として整備されることとなった。同時に大綱では、「記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする」とする。そこで、以下の点につき、十分な配慮を要望する。

- (1) 財産の評価は原則として時価とし、見積価額とすることもできるとされている。また、有価証券については取得価額の記載も要するとされる。そこで、その評価及び記載にあたっては、できる限り納税者に簡便な方法を具体的に示すべきである。また、その評価方法及び記載内容は硬直化させることなく、実態にあった内容になるよう適宜見直しを図るべきである。
- (2) 提出義務者の判定は、所得金額と所有財産の価額によるとされる。すなわち所得税の確定申告により所得基準の該当者となれば、その者に対し資産基準を確認することになる。その申告により所得基準を満たしたからといって、即座に保有財産の種類、数量及び価額を、申告期限までに正確に算出し記載することは困難である。また、所得税・相続税の適正性の確保を目的とする本制度の趣旨からいえば、該当者にはより正確な財産債務調書の作成が求められる。

このような状況を勘案すると、財産債務調書の提出期限と、確定申告期限とは別の期限とすべきである。例えば、その提出期限を確定申告期限の 1～2 か月後とすべきである。

その他意見項目

I 所得税

課税単位等の検討

1. 所得控除(基礎控除、配偶者控除等)の見直しにあたっては、以下のような課税単位を含めた抜本的な検討をすべきである。

- (1) 個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)との選択制や、家族単位課税(N分N乗方式)を導入すること。
- (2) 現行の個人単位課税を維持する場合には、基礎控除を拡大し、他の各種控除を整理統合すること。
(所法5, 7, 86)

【理由】

平成27年度税制改正大綱は、個人所得課税の見直しにつき、「働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。」としている。その検討にあたっては、以下の項目についても考察すべきである。

- (1) 公平・中立な所得税負担の議論にあたっては、所得控除のみならず課税単位の検討が不可欠である。その際には、個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)との選択制、あるいは家族単位課税(N分N乗方式)の導入も検討すべきである。
- (2) 基礎控除は、憲法第25条にいう生存権の保障を、所得税においてかなえるための制度である。ところで、現在の税制は、配偶者控除や扶養控除といった家族単位的な配慮を含むが、そのことで「税制が女性の働き方の選択に中立ではない」、あるいは「夫婦間で基礎控除が二重控除される」といった弊害を生じさせているとの指摘がある。

したがって、現行の個人単位課税を維持する場合には、各種控除を整理統合し、基礎控除を大幅に引き上げることで、税制の中立性を維持すべきである。

年金に対する課税の見直し

2. 所得税における年金に対する課税は、次のように見直すべきである。

- (1) 遺族年金は、老齢年金と同様に課税の対象とすること。ただし、その場合には、「遺族年金控除」の創設など、所得の少ない受給者に対する調整措置を図ること。
- (2) 年金に係る所得を雑所得から分離して「年金所得」とすること。

(所法9①三、35、措法41の15の3)

【理由】

- (1) 老齢年金を受給した場合は、雑所得として総合課税により所得税が課税される。一方、遺族年金はその死亡した者によって生活を維持されてきた者の生活の安定を図る目的で支給されるものとして、国民年金法や厚生年金保険法、さらには所得税法において非課税とされている。

両者はいずれも、年金受給権者の生活の安定を図る目的で支給されるものであるが、同額の年金を受給した場合に、一方は課税、もう一方は非課税という課税上の差異が生ずる。本来、担税力が増加した場合には相応の負担を求め、また、担税力が同じであれば等しい負担を求めるとするのが税制の基本原則である。したがって、老齢年金と遺族年金は所得税の課税上の取扱いを、原則同様にすべきである。

この場合、「遺族年金控除」の創設など、所得の少ない受給者に対する調整措置が必要となる。

- (2) 公的年金は現在「雑所得」として分類されているが、所得の計算方法も異なっており、また、所得源泉も明確であるため、「雑所得」として一括するよりも「年金」を源泉とした一つのカテゴリとして取り扱った方が実態に即した分類になると考えられる。なお、雑所得には金融商品の収益たる私的年金もあるが、私的年金に損失が発生した場合には、雑所得内で通算するよりも「年金」としての目的を同じくしたもののなかで通算する方がより合理的である。したがって、現行の「雑所得」の中から年金に係る所得を区分して、以下のように取り扱うべきである。

所得区分 「年金所得」

内 容 (1) 公的年金 年金所得 = 年金収入－年金控除額

(2) その他の年金 年金所得 = 年金収入－必要経費

※ (2)の損失は(1)と通算し、他の所得との通算はしない。

給与所得控除額及び公的年金等控除額の引下げ

3. 給与所得控除額及び公的年金等控除額については次のように見直すべきである。

- (1) 給与所得控除額は実際の必要経費と考えられる金額にまで引き下げること。

(所法 28③)

- (2) 公的年金等控除額は年齢による差異をなくし、一定額とすること。

(所法 9①三, 35, 措法 41 の 15 の 3)

【理 由】

- (1) 給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つ。現状では給与収入総額の3割程度が控除されており、給与所得者の必要経費ではないかと指摘されている支出額（給与収入の6%）を大幅に超えている。このため、給与所得控除額についてはその構成を明らかにしたうえで、引下げを検討すべきである。

- (2) 公的年金等への課税は、拠出時に社会保険料控除として全額控除され、給付時に公的年金等控除が適用されることで、給付時課税であるにもかかわらず実質非課税であるといえる。また、社会保障費の増大への対応はわが国の喫緊の課題である。

したがって、年金収入(担税力)に応じた適切な負担となるよう引き下げるべきである。

人的控除の整理

4. 人的控除については、税と社会保障との役割を明確にする意図から、次のような改正を行うべきである。

- (1) 社会保障の機能を持つ障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除については社会保障制度として適切な措置を講じたうえで廃止すること。

- (2) 年少扶養親族については扶養控除の対象に戻すこと。

(所法79～82, 84)

【理 由】

- (1) 税と社会保障については、それぞれの特性に応じたその役割を明確にすべきである。その趣旨からすれば、社会保障の機能を持つとされる特別な人的控除（障害者控除、寡婦（寡夫）控

除、勤労学生控除、各種加算措置)は、強行性、外観性、形式性及び中立性といった税の特質を考えた場合、税制で措置するのではなく本来の社会保障制度に委ねることが望ましい。

したがって、これらの特別な人的控除については社会保障制度として適切な措置を講じたうえで廃止すべきである。

(2) 扶養控除については、「控除から手当へ」の政策実現の過程で、なし崩し的に縮減が行われてきた。ことに平成22年度税制改正においては、子ども手当の創設に伴い人的控除の年少扶養控除が廃止された。しかし、平成24年度に子ども手当が廃止(児童手当へ改組)されたにも関わらず、年少扶養控除は廃止されたままである。そもそも扶養控除は各個人の担税力を反映する要素の1つである。年少扶養控除を認めないということは、子育て世帯の担税力を無視することであり、扶養控除の趣旨そのものに反する。

したがって、年少扶養親族についても扶養控除の対象に含めるべきである。

年末調整制度の見直し

5. 給与所得者の個人情報保護の観点から、現行の源泉徴収制度は維持しつつ、障害者あるいは寡婦(夫)といった情報については、扶養控除等申告書への記載要件を緩和し、必ずしも年末調整による控除に限定せず、確定申告によって精算できるようにすべきである。

(所法194①, 所規73①)

【理由】

扶養控除等申告書には個人情報を詳細に記載することになっているが、その情報の中には、他人には知られたくないであろう情報も含まれる。

それらの情報については、プライバシー保護の観点から、記載要件を緩和すべきである。これにより、各種所得控除の適用を受けなかった金額がある場合には、確定申告によって直接精算できるようにすべきである。

医療費控除の廃止

6. 医療費控除は、将来的に廃止すべきである。なお、完全に廃止するまでの措置として、税額控除への移行を検討すべきである。

(所法73)

【理由】

医療費控除は、多額の治療費等が納税者の担税力を著しく阻害するという観点から設けられた制度である。

しかし、この制度は、超過累進税率の効果により結果的に高額所得者がより大きな課税の減免を受けることとなり、制度の趣旨である担税力の減殺に対する配慮とは相容れないものとなっている。

この問題は、本来社会保障政策で対処することが望ましい。したがって、医療費控除は廃止すべきである。なお、完全に廃止するまでの措置として、税額控除への移行を検討すべきである。

早生まれの者に対する扶養控除等の適用の是正

7. 1月2日生まれから4月1日生まれの被扶養者に対する扶養控除・特定扶養控除の適用は、就学年での適用が認められるように措置すべきである。

(所法2①三十四, 三十四の二, 三十四の三)

【理由】

いわゆる「早生まれ」に該当する人口は全体の約4分の1を占める。所得税は、暦年課税であり、扶養控除等の判定は、12月31日現在の年齢で判断する。そのため、「早生まれ」の者については、下記の表のとおりその適用が「早生まれ」でない者に比べて1年遅れることとなる。

また、高校3年あるいは大学4年で卒業し就職した場合には、「早生まれ」の者を扶養する者は、1年分の扶養控除等が受けられない。児童手当はこの点につき対応しており、所得控除においてもこれに対応すべきである。

この場合、1月2日から4月1日生まれの者を15歳（あるいは22歳）とみなすことで対応は可能である。

	中学校3年生卒業 (X年3月)	高校1年生 (X年12月末)	大学1回生 (X3年12月末)	大学4回生卒業 →就職初年度 (X7年12月末)
4～12月生まれ		16歳	19歳	23歳
児童手当	→	○	○	×
扶養控除	×	○	○	×
特定扶養控除	×	×	○	×
1～3月生まれ		15歳	18歳	22歳
児童手当	→	×	○	×
扶養控除	×	×	○	×
特定扶養控除	×	×	×	×

※大学卒業後就職した場合。

児童手当 中学校修了まで（15歳に到達の最初の年度末まで）

扶養控除 その年12月31日現在の年齢が16歳以上

特定扶養控除 その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人

寄附金控除の見直し

8. 寄附金控除については次のように見直すべきである。

(1) 給与所得者については確定申告のみならず、年末調整においても寄附金控除の適用を可能とすること。

(2) 寄附金控除の対象となる寄附を受けた者が発行する寄附金控除証明書の記載事項を統一すること。
(所法78, 190, 措法41の18～41の18の3)

【理 由】

寄附金控除制度は、その適用を確定申告に限るとしている。そのため、給与所得者であっても、寄附金控除を受ける場合には確定申告をしなければならない。

寄附金控除は、政策的に寄附活動を促進することにより寄附をする環境をわが国に醸成することを企図した制度である。したがって、給与所得者が年末調整においても寄附金控除を受けられる制度とすべきである。その場合、寄附金控除証明書の記載事項を統一する措置を講じることで、源泉徴収義務者の事務負担も緩和されるものと考えられる。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の整備

9. 居住用財産の譲渡損失及び繰越控除の特例について、買換え要件及び借入金要件を撤廃すべきである。
(措法41の5, 41の5の2)

【理 由】

居住用財産の譲渡損失は、個人の生活を支える基本的資産の価値の下落によるものであり、正しい担税力を測定するという観点からは、直ちに損益通算及び繰越控除の適用対象となるべきものである。また、その担税力は、買換えの有無あるいは借入金の有無によって変わるものではない。

したがって、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、買換え要件及び借入金要件を撤廃すべきである。

事業用減価償却資産の長期譲渡所得の見直し

10. 事業所得又は不動産所得の業務の用に供される減価償却資産を譲渡した場合の長期譲渡所得については、2分の1課税の対象外とすべきである。
(所法22②二, 33③)

【理 由】

事業所得又は不動産所得の業務の用に供される減価償却資産については、毎年の減価償却計算により、その取得価額や減価償却費、帳簿価額が管理されている。

また、その取得価額は、減価償却費として各年分の所得計算に適切に配賦されるため、一定の自己金融効果もある。

このような仕組みで事業用減価償却資産が管理されている以上、仮に譲渡益が生じた場合においても、担税力は保たれていると解される。

また、事業所得や不動産所得で生じた赤字は損益通算が可能であることとの整合性から考えて、キャピタルゲインを考慮した2分の1課税の考え方を取り入れる必要はないものと考えられる。

純損失・雑損失の繰越期間の延長

11. 純損失及び雑損失の金額の繰越控除期間を5年に延長すべきである。 (所法 70, 71)

【理由】

平成 23 年度税制改正において、更正期間が5年となった。しかし、所得税法における純損失及び雑損失の繰越控除期間は3年のまま改正されていない。

更正期間との整合性を採る観点から、純損失・雑損失の繰越期間についても5年に延長すべきである。

公営競技の払戻金の課税方法の検討

12. 公営競技の払戻金に対して、適切な課税方法を早急に示すべきである。 (所法 34)

【理由】

公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)の払戻金は、これまで通達によって一時所得として課税されてきた。一時所得の金額は、総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額、特別控除額を控除して算出され、いわゆる外れ馬券等の購入費用は必要経費とは認められなかった。しかしながら、インターネットの急速な普及等を要因に、社会情勢が大きく変わる中、外れ馬券等の取扱いが社会問題となっている。これに代表される事件の判決が、平成 26 年 5 月 9 日大阪高裁判決及び平成 26 年 10 月 2 日大阪地裁判決である。

この判決が示すように、正しい所得の算定という所得税の趣旨から考えて、馬券等の購入方法によっては、外れ馬券等の必要経費性を認めることが必要であるかもしれない。その一方で、例えばどのような購入方法であれば、外れ馬券等を必要経費と認めるのか、また、外れ馬券等を購入した者を課税庁が正確に把握できるのかといった問題もある。いずれにせよ、納税者がその判断に苦慮することとなる。

そこで、これらの問題に対処するために、課税庁は適切な課税方法を示すべきである。

II 法人税

中小法人等の欠損金の繰越控除制度の維持

1. 中小法人等の欠損金の繰越控除制度については、引き続き現行制度を維持すべきである。 (法法 57⑩)

【理由】

法人税率の引下げに伴う課税ベースの拡大策として、平成 27 年度税制改正大綱では中小法人等以外について、欠損金の控除限度額が引き下げられることになった。

そもそも事業年度に区切って、法人税の所得金額を計算するのは、徴税の便宜を図るためである。ある法人が単年度で黒字になったとしても、繰越欠損金があれば、その時点における実態は赤字であって、このような法人に法人税を課すべきではない。特に経営基盤が脆弱である中小法人にはなおさらである。

したがって、中小法人等については現行の欠損金の控除制度を維持すべきである。

中小法人の範囲の見直し

2. 中小法人の基準を改め、中小法人の範囲を見直すべきである。

【理由】

現在、資本金1億円以下の中小法人（資本金が5億円以上の法人の完全支配子会社等を除く。）に対しては、年800万円以下の所得についての軽減税率適用、交際費等の損金不算入額計算における年800万円定額控除などさまざまな優遇措置が認められている。

このような措置は、小規模な法人に対して税の優遇を行い、競争力、資本蓄積等における支援を行うためのものであると思われる。

しかし、資本金が1億円以下であっても、株主からの払込資本という意味では、その性質が資本金と変わらない資本準備金や資本剰余金などの資本積立金を多額に有し、その規模がもはや中小法人とはいえないような法人も存在する。

また、中小法人における税の優遇措置を受けるために、資本金を資本積立金に振り替えるという形の減資を行い、資本金の額を1億円以下とするような租税回避に近い節税を図る行為も考えられる。

そこで、単に資本金の額が1億円以下であるということから中小法人に対する優遇措置の適用を認めるという税制上の歪みを是正するため、中小法人に対する優遇措置の適用が可能な法人の範囲を、業種ごとの資本金等の額、税務上の純資産額、従業員数、取引金額等を基準として定めるべきである。

(注)

- 1 現在、資本金1億円以下の中小法人（資本金が5億円以上の法人の完全支配子会社等を除く。）が適用を受けている軽減措置については以下のようなものがある。
 - ・税率の適用（法法66）
 - ・特定同族会社の特別税率（留保金課税）（法法67）
 - ・繰越欠損金の損金算入（法法57）
 - ・欠損繰戻し還付（法法80）
 - ・交際費等の損金不算入額の計算（措法61の4）
 - ・貸倒引当金の繰入限度額の計算（法法52）
 - ・外形標準課税の適用（地方法72の2）
- 2 現在、中小法人の定義としては、他に租税特別措置法における「中小企業者等」がある。

受取配当等の益金不算入割合の引上げ

3. 受取配当等の益金不算入割合を引き上げるべきである。

(法法23)

【理由】

完全子法人株式等に係る受取配当等についてはその全額が益金不算入であるが、関係法人株式等及び完全子法人株式等以外の株式等に係る受取配当等については、益金不算入割合が50%である。また、平成27年度税制改正大綱において、関連法人株式等の株式等保有割合が3分の1超とされ、その他の株式等の益金不算入割合が50%、非支配目的株式等の益金不算入割合が20%とされた。

株主としての地位に基づいて分配される剰余金は、支払法人側で損金算入されない。そうであるにも関わらず、受取法人側にも課税すると、同一の経済価値に二重に課税することになる。そもそも受取配当等の益金不算入制度は、このような二重課税を排除する趣旨で設けられたもの

であり、この観点からいえば、関係法人株式等及び完全子法人株式等以外の株式等に係る受取配当等についても、益金不算入割合を引き上げるべきである。

役員給与に係る給与所得控除の見直し反対

4. 役員給与に係る給与所得控除の見直し等に反対する。

【理由】

個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題については、従来から、その歪みを是正する必要があるとの意見がある。とりわけ、役員給与については、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要があることが指摘されている。すなわち、役員は一般従業員と比べ職務内容、法的地位及び給与の決定方法等に差異があることから、役員の給与所得控除を一般従業員とは区別し、別途の水準で課税すべきであるとの意見である。

しかしながら、同一の所得分類に異なる制度を適用することは、納税者の理解が得にくく、また税制の簡素化の観点からも適切でない。すでに、近年の税制改正により給与収入に係る給与所得控除額の上限が引き下げられ、役員給与に対する給与課税のあり方をあえて区別する理由が希薄化していることにも留意すべきである。

法人事業税等の損金算入の維持

5. 法人事業税及び固定資産税は、損金不算入とすべきでない。 (法法 22④)

【理由】

法人事業税及び固定資産税は、各種の行政サービスを受益し、それに応じた負担をするものである。法人税や法人住民税のうちの法人税割とは、その税の本質が異なるのであって、税の本質から考えても損金算入は維持されて当然である。

金銭債権に係る取立不能見込額の損金算入制度の創設

6. 公正妥当な会計処理基準に従って計上された取立不能見込額の損金算入を認めるべきである。 (法法 22④)

【理由】

現在、いわゆる一般事業法人のうち、中小法人や一定のリース債権等を有する法人以外には、貸倒引当金制度が廃止されている。このため、これらの法人については、金銭債権の価値の減少を税務上評価する有効な手段がない。しかしながら、法人が公正妥当な会計処理基準に基づいて、正当に見積もった取立不能額まで、損金不算入とすることには問題がある。

そのため、法人税法上も、公正妥当な会計処理基準に従って計上された取立不能見込額の損金算入を認めるべきである。また、当面の措置として、個別評価金銭債権に対する貸倒引当金を復活させるべきである。

グループ法人税制における買換えの圧縮記帳制度の見直し

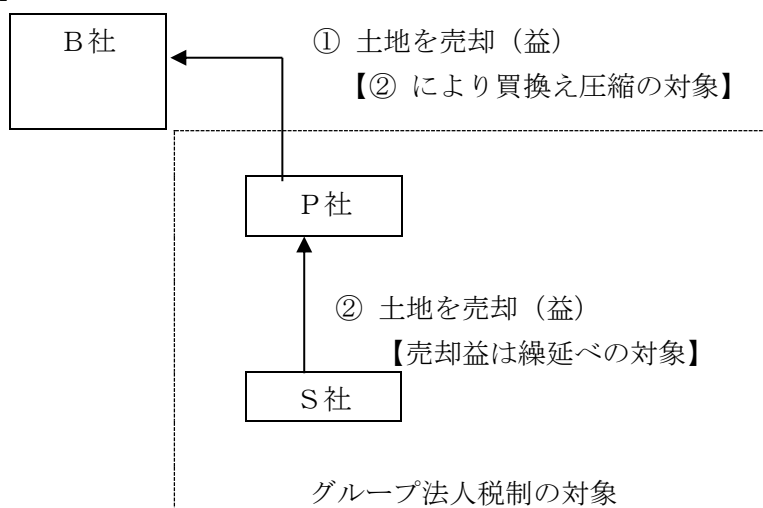
7. 買換えの圧縮記帳に係る買換取得資産の範囲から、完全支配関係がある法人から取得した資産を除外すべきである。
(法法 61 の 13, 措法 65 の 7)

【理由】

買換えの圧縮記帳制度は、取得資産の相手方について制限を設けていない。したがってグループ法人税制の適用を受ける法人が、グループ法人以外の第三者に一定の資産を売却し、完全支配関係のある法人から買換資産を取得した場合は圧縮記帳の対象となる。このため、グループ法人を使った意図的な課税の繰り延べが可能となる。

そもそもグループ法人間の意図的な資産移転についてまで課税の繰延べを認めることは相当ではない。したがって、買換取得資産の対象から完全支配関係がある法人から取得した資産を除外すべきである。

【図解】



※ ② の取引は課税関係が出ず容易に実行できるため、① の譲渡益圧縮に利用可能

連結納税制度の見直し

8. 連結納税制度について、次の点を改正すべきである。

(1) 連結子法人の範囲を広げるべきである。
(法法 4 の 2)

(2) 新たに連結子法人となった場合における資産の時価評価を廃止すべきである。

(法法 66 の 11)

【理由】

連結納税制度は、企業グループの実態に即した適切な課税を実現する、あるいは組織再編を促進することによりわが国企業の競争力を強化するという趣旨から導入されたものであるが、その趣旨に合うため、以下のような改正が必要であると考えます。

(1) 連結子法人の範囲の拡大

連結子法人の範囲は、連結親法人と完全支配関係にある法人のみである。

ところで、現在の企業グループは 100%子会社以外の会社もグループとして経営が行われているという実態がある。したがってその実態に合わせて、連結子法人の範囲を完全支配関係にある法人のみから、例えば 80%の持株割合の法人にまでその範囲を広げる措置を講ずるべきである。

(2) 連結子法人の新規加入時における資産の時価評価の廃止

現状では、新たに連結子法人となった法人に、一定の含み損益を有する資産がある場合、連結納税加入直前事業年度において資産の時価評価を行い、評価損益を計上する必要がある。含み損益を連結所得に含めることを避けるための制度であるが、例えば連結納税加入後一定期間における特定資産の譲渡損益についての取扱いを定めることにより、時価評価は不要となる。そのため、連結子法人の新規加入時における資産の時価評価は廃止すべきである。

Ⅲ 相続税

相次相続控除の見直し

- | | |
|--|----------------|
| 1. 相次相続控除には、第二次相続で課される相続税額を超えて税負担が軽減される場合があるため、これを見直すべきである。 | (相法 20) |
|--|----------------|

【理 由】

相次相続控除は、次のことを目的として設けられている。

- ・ 短期間に続けて相続が発生した場合に、同一の財産に係る相続税の負担が過重になることを防止すること
- ・ 第一次相続から第二次相続までの期間が長かった者と短かった者との間における税負担の均衡を図ること

しかし、第一次相続に係る被相続人と第二次相続に係る被相続人が、個々に多額の財産を所有し、第一次相続と第二次相続の期間が比較的短期間である場合には、相次相続控除によって、第一次相続に係る相続財産につき第二次相続で課される相続税額を超えて、税負担が軽減されることがある。

したがって、現行の相次相続控除の計算方法を見直すべきである。

贈与税の連帯納付義務の見直し

- | | |
|--|-----------------|
| 2. 贈与税の連帯納付義務を見直し、贈与者が死亡した場合はその連帯納付義務は解除すべきである。 | (相法 34④) |
|--|-----------------|

【理 由】

相続税における連帯納付義務については、平成 24 年度税制改正において、申告書の提出期限から 5 年の期限が設けられ、さらに、本来の納税義務者に対し延納の許可又は納税猶予がされた場合は、連帯納付の責めを負わないこととされた。

しかしながら、贈与税の連帯納付義務については見直されることなく、贈与者は受贈者が納付すべき贈与税額に対し無制限に連帯納付義務を負う。確かに、贈与税が確実に徴収できなければ、贈与による相続税の回避を防止しようとする補完税の目的が達せられなくなる。

しかし、贈与者が死亡し、その相続人が贈与税の連帯納付義務を負う場合に、相続により取得した財産以上の連帯納付義務を負う可能性がある。また、相続人以外の者に財産が贈与されその受贈者が贈与税を完納しなかった場合にも、相続人はその受贈者の連帯納付義務を負うことになる。

このような状況を解消するため、贈与税の連帯納付義務については、贈与者が死亡した場合にはその責めを負わないこととすべきである。

IV 消費税

課税事業者の定義の見直し

1. 次の点を見直し、原則としてすべての事業者を納税義務者（課税事業者）とすべきである。
- (1) 基準期間や特定期間の課税売上高等による納税義務判定を廃止する。
 - (2) 小規模な個人事業者への手当として、その課税期間における課税売上高が1,000万円以下の個人事業者については、選択により申告を不要とする制度を創設する。
- (消法2①十四, 9, 9の2, 10, 11, 12, 12の2, 12の3)

【理 由】

小規模零細事業者の納税事務負担や税務執行面への配慮から、一定以下の小規模事業者の納税義務を免除する規定が設けられているが、この制度により、小規模零細事業者とはいえない事業者も、納税義務が免除されるという不合理がある。

消費税は事業者による価格転嫁を通じて国民に広く薄く負担を求めるものであるから、本来消費者が負担した消費税はすべて国庫に納入されるべきであり、事業者の納税義務は免除すべきではない。

消費税創設から26年が経過し本制度も定着したことから、本来の消費税の趣旨に沿い、事業者免税点制度をなくし、原則として、すべての事業者を納税義務者（課税事業者）とすべきである。また、それに伴い、以下の点を見直すべきである。

- (1) 納税義務の有無を判定する必要が無くなるため、基準期間における課税売上高、特定期間における課税売上高（支払給与額）、期首資本金等の額、50%超出資者の課税売上高による判定、相続・合併・会社分割があった場合の特例は廃止する。
- (2) 法人は営利を目的として設立されており、小規模であるからといって納税義務を免除する必要はないが、小規模な個人事業者については一定の配慮が必要と考えられる。その対応として、個人事業者のその課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合には、選択により申告を不要とする制度を創設する。

なお、簡易課税制度の判定についても、当課税期間の課税売上高で判定することとし、基準期間そのものを廃止する。

この場合において、消費税率の引上げが行われれば、いわゆる益税額の増加が予想されるため、申告不要とする課税売上高の引下げを同時に検討すべきである。

免税取引の範囲の見直し

2. 非課税取引のうち、医療・福祉・教育関連の取引を免税取引とすべきである。

(消法 6, 7, 別表第一, 別表第二)

【理由】

社会保険診療は消費税法において非課税取引とされているため、医療機関は売上げに対して、患者から消費税を受け取ることはできない。その一方で薬品や医療材料などの仕入れに係る消費税の控除もできない。また、診療報酬は健康保険法等により公定価格とされているため、仕入れに係る消費税相当額を診療報酬に上乗せして転嫁することもできない。

このため、医療機関は最終消費者ではないにもかかわらず、仕入れに係る消費税について実質的に負担させられる仕組みとなっている。今後の税率引上げに伴いこの負担はさらに大きくなり、消費税が医療機関の経営を圧迫することとなる。

平成 26 年度の診療報酬改定において、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に引き上がることに伴う医療機関の消費税負担上昇分について、診療報酬点数の上乗せ措置が採られている。しかしながら、診療報酬改定による手当では医療機関ごとの個別事情まで考慮することはできない。

したがって、社会保険診療を免税取引とすることにより、仕入税額控除を可能とする仕組みに改めるべきである。

また、社会保険診療以外の非課税取引のうち、社会政策的配慮に基づくものとされている福祉・教育関連の取引についても、同様に免税取引とすべきである。

簡易課税制度の見直し

3. 簡易課税制度については、みなし仕入率を大幅に引き下げるとともに、事業区分を簡素化すべきである。

(消法 37, 消令 57)

【理由】

簡易課税制度は、消費税の創設時に中小事業者の納税事務負担を軽減する措置として設けられた仕入税額控除の特例である。ただこの制度には、本則課税による場合よりも控除額が大きくなり、税負担が軽くなる場合があるという問題点がある。

平成 26 年度税制改正では、一部の業種のみなし仕入率の引下げが行われたが、それでも本則課税よりも税負担が軽くなる可能性が解消されたとまでは言えない。消費税は事業者による価格転嫁を通じて国民に広く薄くその負担を求めるものであり、消費者が税を負担するという本来の消費税のあり方から考えれば、現行の簡易課税制度は適切であるとはいえない。そこで、この制度を選択した事業者が、納付税額が有利にならない程度にまで、みなし仕入率を大幅に引き下げるべきである。

また、それと同時に、納税事務負担を軽減するという簡易課税制度の本来の趣旨を踏まえ、現行 6 区分ある事業区分を 3 区分程度に統合し、制度の簡素化を図るべきである。

4. 調整対象固定資産の課税仕入れ等に係る控除税額は、選択の課税方式に関わらず、個別対応方式により計算すべきである。 (消法 30, 37)

【理由】

調整対象固定資産に係る仕入税額控除については、本則課税による場合には、設備投資額やその用途に応じた適切な控除額となる。また、長期間にわたり使用するというその性質に鑑み、取得後3年間の課税売上割合の変動や用途の変更に応じ、仕入れに係る消費税額に調整を加えることとされている。

しかし、簡易課税制度の適用を受ける場合や、本則課税であっても全額控除となる場合など、現実には控除額が適切ではないケースもある。また、いわゆる還付スキーム対策として一定の手当はされているものの、簡易課税制度を選択することにより仕入れに係る消費税額の調整の適用を免れるケースも想定される。

これらの問題点を解消するために、調整対象固定資産の課税仕入れ等については、その事業者が選択している仕入税額控除の方法に関わらず、他の課税仕入れ等とは区別して、個別対応方式により控除税額を計算することとすべきである。また、課税売上割合が著しく変動した場合や用途の変更があった場合の調整は、調整をすべき課税期間に簡易課税を選択している場合であっても、その調整がされるように改めるべきである。

なお、これにより「課税事業者選択事業者、新設法人、特定新規設立法人が調整対象固定資産を取得した場合には、取得後3年間は簡易課税制度の適用を認めない制度」は不要となるため廃止すべきである。

消費税の滞納防止策としての中間申告等

5. 消費税の滞納を防ぐため、中間申告の回数を増やすべきである。 (消法 42)

【理由】

消費税率の引上げに伴い、事業者が納付する消費税は、理論上その額が1.6倍となり、平成29年4月に予定されている10%への引上げ後はその額が2倍となる。平成25年度の消費税(国税)滞納の新規発生額は2,814億円で、全税目の合計額5,477億円の51.4%を占めており、税率引上げ後は、その滞納額も大幅に増加することが予想される。

消費税は、事業者による価格転嫁を通じてすべての国民が負担する税であり、滞納額が増加することは許されない。一方で、一時に多額の納税資金を拠出することが困難な事業者が相当数いることも我々は認識している。

そこで、これらの問題に対応するため、例えば現在年1回の中間申告が義務付けられている直前の課税期間の確定消費税額が48万円超400万円以下の事業者の中間申告回数を年3回にすると、中間申告回数を増やすべきである。

V 地方税

1 住民税

法人住民税の均等割について

1-(1) 法人市町村民税及び道府県民税の適用については、次の点について配慮すること。

- ① 均等割の判定は、法人の実態に基づいて細分化すべきである。 (地方法 52)
- ② 均等割を法人税法上損金算入とすべきである。 (法法 38)

【理由】

- ① 現在の均等割の税率は資本金等及び事業所等の従業員数に基づいて6段階に区分されている。この6段階の標準税率区分は、例えば資本金等が10億円超、従業員50人超においてその税額が急激に増加する。さらに、市町村民税の均等割りは従業員の人数により最大4.3倍の格差がある。近時、事業の業種業態が多種多様に変化する中、従業員の数だけで事業規模を判定することは困難である。従って、従業員の人数判定は廃止すべきである。
また資本金等の基準についてもその格差が平準化されるよう細分化すべきである。なお、資本金等の基準については、実態規模をより正確に反映させるため、例えば利益積立金を含めた税務上の純資産額により区分するといった方式に変更すべきである。
- ② 法人市民税及び道府県民税の均等割は所得を課税ベースとする法人税等とはその性格が異なり、その性格は法人事業税に近い。したがって、法人事業税や固定資産税と同様に損金算入とすべきである。

道府県民税の均等割二重課税の廃止

1-(2) 二重課税となっている次の制度を廃止すべきである。

- ① 政令指定都市における「区」の区域について、一の「市」の区域とみなす規定を廃止すること。 (地方法 24, 737)
- ② 個人の道府県民税均等割の重複(二重)課税を廃止すること。 (地方法 24)

【理由】

- ① 地方税法第737条は、政令指定都市の区を東京都の特別区と同様に市とみなし、道府県民税、市町村民税に関する規定を準用している。
東京都の特別区は特別地方公共団体として法人格を有しており、課税自主権を持つ。これに対し、政令指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられただけのものであり、法人格も課税自主権も無い。
両者を比較すれば、政令指定都市が区ごとに法人市民税の均等割を課税することの根拠は見出し難い。政令指定都市の区を市とみなす規定は廃止すべきである。
- ② 地方税法第24条では、法人に対しては、同一道府県内の異なる市町村に事務所等を有する場合であっても一の道府県民税均等割が課されるのに対し、同一道府県内の異なる市町村に住所と事務所を有する個人には、それぞれの市町村ごとに道府県民税均等割が課されることになる。しかし、同一道府県内においては、個人・法人の形態の如何を問わず、その負担の仕組みは同

一とすべきである。一人の個人に対して、道府県民税の均等割を二度課すことは、明らかな二重課税であり、事業規模、均等割金額等を理由に許されるものではない。

よって、同一道府県内に住所と事務所等を有する個人に対しては、その住所を有する市町村においてのみ、道府県民税均等割を課すべきであり、二重課税を改めるべきである。

2 事業税

個人事業税における事業主控除額の引上げ

2. 個人事業税における事業主控除額（現在 290 万円）を 400 万円程度に引き上げるべきである。 (地方法 72 の 49 の 14)

【理由】

個人の事業所得には勤労性を有する所得が含まれている。個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して、事業主の給与相当分には事業税を課さないことを目的とするものである。

国税庁が発表している民間給与実態調査によると、一年を通じて勤務した給与者の平均給与額は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	平均給与額
平成 16 年分	4,388
平成 17 年分	4,368
平成 18 年分	4,349
平成 19 年分	4,372
平成 20 年分	4,296
平成 21 年分	4,059
平成 22 年分	4,120
平成 23 年分	4,090
平成 24 年分	4,080
平成 25 年分	4,136

公表されている直近 10 年分においては減少傾向にあるものの平均給与額 400 万円を下回った年度はない。それにもかかわらず、事業主控除額（現行年 290 万円）は、平成 11 年度改正以後見直しが行われていない。事業主控除の趣旨から、この調査の平均額を踏まえ、事業主控除の額は、少なくとも 400 万円程度に引き上げるべきである。

3 固定資産税

固定資産税額の税額計算の明示

3-(1) 固定資産税の課税明細書には次のことを記載すべきである。

- ① 税額の計算過程
- ② 共有者ごとの持分

【理由】

納税者に固定資産税の課税状況を通知する課税明細書には、負担調整措置による課税標準額の計算過程が明示されておらず、固定資産税評価額と算出される税額との関係が納税者には理解しにくい。また、課税庁における計算不備及び評価誤りによる課税金額の誤りも指摘されている。このため固定資産税の税額計算の過程を課税明細書として通知し、納税者が税額算出の根拠と過程を検証できるようにすべきである。そうすることで、課税庁と納税者のダブルチェック機能が働くこととなる。

また共有者がいる場合には、各人の氏名及び持分を記載し、共有者ごとの負担額が算定できるようにすべきである。

固定資産税における家屋の評価方法の見直しと空き家対策

3-(2) 家屋の評価について、経年減点補正率を見直し、残存価額を5%程度にまで引き下げるべきである。また、いわゆる空き家対策として、取り壊した家屋の敷地については、一定期間住宅用地の特例をみなし適用すべきである。（地方法 349 の 3 の 2、固定資産評価基準）

【理由】

家屋に係る固定資産税の課税標準の基礎となる価格は、再建築価格方式によって評価される。また、建築後の経過年数に応じた減価は経年減点補正率により考慮される。

現行ではこの経年減点補正率は最小値で0.2である。つまり、建築後、相当期間経過した家屋であっても、20%の残存価額をもって時価とされることになり、適正な時価を「価格」とする固定資産税のあり方に矛盾する。

したがって、家屋の評価について、経年減点補正率を見直し、最小値を5%程度にまで引き下げるべきである。

また、平成27年度税制改正でいわゆる空き家問題に対する策が講じられた。ただ、当該措置は、空き家を取り壊しても取り壊さなくても土地にかかる固定資産税が変わらないため、空き家問題の根本的な解決策にはならない。このため、例えば、空き家を取り壊した敷地については、一定期間住宅用地の特例をみなし適用するなどして、空き家取り壊しのインセンティブを与えるべきである。

償却資産に係る固定資産税の見直し

3-(3) 償却資産に係る固定資産税について次のように改めるべきである。

- ① 免税点を 300 万円（現行 150 万円）程度に引き上げること。 (地方法 351)
- ② 評価額の最低限度額は 1 円とすること。 (固定資産評価基準)
- ③ 申告期限を 1 カ月程度延長すること。 (地方法 383)
- ④ 免税点以下の場合には申告不要とすること。 (地方法 383)

【理 由】

- ① 設備投資を税制面でも一層支援し、また小規模事業者の負担を軽減するため、償却資産に係る固定資産税の免税点を 300 万円程度に引き上げるべきである。
- ② 所得税及び法人税においては、帳簿価額は 1 円（備忘価格）までの減価償却が可能である。償却資産にかかる固定資産税の評価額についても、設備投資促進のため評価額の最低限度額を 1 円とすべきである。
- ③ 1 月は年末調整など事業者の事務負担が増える時期である。地方税においても、給与支払報告書の提出事務がある。その中で、1 月 1 日現在の該当資産の所有状況や耐用年数などを調査して 1 月 31 日までに申告するということは、事業者には過度な負担であり、1 か月程度延長することによってその負担を軽減すべきである。
- ④ 現在の制度では、対象資産を所有する者には、すべて申告義務が課されている。しかしながら、これらの者の事務負担及び税務行政の執行コストの面から考えると、免税点以下の場合には、申告を不要とする措置を採るべきである。

4 その他

事業所税の廃止

4. 事業所税は廃止すべきである。 (地方法 701 の 30)

【理 由】

事業所税は、大都市地域への企業の集中とそれに伴う人口の集中によって生ずる都市環境の整備及び環境改善に関する事業に要する費用に充てるため、指定都市等で事業を行う法人又は個人に対し課税されるものである。しかしながら、事業所税の課税標準は、床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっており、課税の合理性を欠くものである。よって、事業所税は早急に廃止すべきである。

VI 納税環境整備

電子商取引における課税の適正化

電子商取引について次のような措置を講じるべきである。

- (1) 一定額又は一定回数以上の電子商取引については、仲介業者に対し、その内容に関する支払調書等の提出を義務づけること。
- (2) 電子商取引の申告漏れに係る加算税を強化すること。

【理 由】

インターネットでの取引は、その匿名性が高い。それぞれの取引を調べ、課税することは困難であるが、仲介業者は各取引に対して課金を行うため、取引金額や取引回数などを把握している。よって申告漏れを防ぐ措置として、年間で一定額又は一定回数以上の取引を行っている者については、仲介業者に、その取引内容を税務署等に報告する義務を課すべきである。また、電子商取引に係る申告漏れについては、加算税を強化するなどして厳格に対応すべきである。

VII 印紙税

印紙税の見直し

印紙税の課税文書の対象・範囲を見直すべきである。 (印法 2, 4)

【理 由】

印紙税の課税文書の中には、課税物件の区分が、分かり難いものがある。また、納税者の視点からは、文書で契約する場合と、インターネット上で契約する場合とで、なぜ取扱いが異なるのかといった疑問がある。このため、課税文書の対象及び範囲を、納税義務者が容易に判断できる文書に限定するとともに、インターネット取引との整合性も考えた措置を検討すべきである。

VIII 共通

社会保険診療報酬に係る特例制度の廃止

社会保険診療報酬の各種特例制度を廃止すべきである。

- (1) 所得計算の特例制度
- (2) 事業税の社会保険診療報酬に係る所得の課税除外

(措法26、地方法72の49の12①ただし書、72の23①ただし書)

【理 由】

社会保険診療報酬の所得計算は、社会保険医の所得水準の維持及び国民皆保険制度の定着を目的として昭和 29 年に創設されたものであるが、その目的はすでに達成されている。

したがって、この特例制度は廃止すべきである。

事業税では社会保険診療報酬は、国民の生活の安定と福祉の向上に資する極めて高い公共性を

有しているという理由で課税除外となっている。しかし、社会保険診療報酬の大きさは、必ずしも公共性の大きさとは比例しない。公共性を評価するのであれば、補助金等別の手当を考えるべきであり、事業税を一律に課税除外にすべきではない。

平成 28 年度税制改正に関する意見書

平成 27 年 3 月 18 日

近畿税理士会

作成担当 近畿税理士会・調査研究部

〒540-0012

大阪府中央区谷町1-5-4

TEL 06-6941-6886

FAX 06-6942-2182

ホームページ <http://www.kinzei.or.jp>

税制に対するご意見・ご要望をお寄せください

私たち税理士は、税務に関する専門家として、日々の業務を通じて、税の負担者たる国民の視点に立ち、税に対する考え方を最もよく理解し、税制の様々な問題点を把握でき得る立場にあります。また、私たちは、これらの問題点に対する改善策を考察し、税制に対して効果的な提言を行うための知識と実力も有しております。

一方、税理士会および日本税理士会連合会は、税理士法第49条の11および第49条の15によって、税制および税務行政について建議することができると規定されております。

つまり、税理士が税制について意見を表明することは、言わば国民の要請であり、また、私たちに課せられた社会公共的使命を果たすことであるといえます。

近畿税理士会では、例年、「税制改正に関する意見書」を作成しており、この意見書は、日本税理士会連合会において各税理士会の意見書を総括した建議書となり、財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局をはじめ関係各方面に提出され、改正に至った項目も少なくありません。

今後もより実効性のある提言を行い、適正な税制の構築に寄与していくため、日々納税者と接しておられる会員皆様のご意見を、ぜひお寄せいただきますようお願い申し上げます。

ご意見・ご要望は、FAX、郵送、電子メールのいずれかの方法により、下記の要領でご提出ください。

■提出先 近畿税理士会・制度研究課

- FAX 06-6942-2182
- 郵送 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
- 電子メール choken@kinzei.or.jp

※ FAX・郵送の場合は、裏面の罫紙を適宜ご利用ください。

